

平成26年度「老人月間」の交通安全行事

行事の名称	日時	場所	参加対象者	主な内容
秋の全国交通安全運動	9/21 ～ 9/30	県内全域	県民	「高齢者の交通事故防止」を基本として、各警察署や交通安全協会等では、高齢者自身の交通安全意識を高めるとともに、一般者の高齢者に対する保護意識を育てる。 
あわない・起こさないシルバー無事故運動	7/1 ～ 10/31	県内全域	県内 (1チームに65歳以上が3名以上)	高齢者が5人一組でグループを組み、交通事故にあわない・起こさないよう気をつけ、交通安全意識を高めることにより、高齢者の交通事故防止を図る。 運動期間中、全員が無事故であったグループの中から抽選で特別賞を贈呈する。 
高齢者世帯訪問事業	6/1 ～ 12/31	県内全域	県内 65歳以上 ・交通社会になじんでいない高齢者 ・交通安全教室等に参加しない高齢者 ・交通事故多発地域周辺に住む高齢者 ・その他、交通指導が必要と思われる高齢者	高齢者の歩行中または自転車乗用中の交通事故が多発していることから、交通事故の被害に遭いやすい高齢者の住む家庭を訪問し、個々の高齢者に応じた交通安全学習を行い、高齢者の交通事故を防止しようとするもの。 

9月は「老人月間」です。
この機会に、いろいろ行われる交通安全行事に参加し、交通安全について考えてみる機会を持ちましょう。